

計算書類に対する注記(法人全体)

1 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法 償却原価法(定額法)
 取得価額と債券金額との差額について重要性が乏しい満期保有目的の債券については、社会福祉法人会計基準の運用上の原則の取り扱いの重要性の原則を適用し、償却原価法を適用しないこととする。
- (2) 固定資産の減価償却の方法 定額法
- (3) 引当金の計上基準
 ・退職給付引当金-本会が負担する掛金額を退職給付引当資産として同額の退職給付引当金を計上する。
 ・賞与引当金-社会福祉法人会計基準注解(注2)重要性の原則の適用について(3)を適用し、計上しないこととする。

3 法人で採用する退職給付制度

全国社会福祉団体職員退職手当積立基金

4 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類
 (会計基準省令第1号第1様式、会計基準省令第2号第1様式、会計基準省令第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表
 (会計基準省令第1号第2様式、会計基準省令第2号第2様式、会計基準省令第3号第2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表
 (会計基準省令第1号第3様式、会計基準省令第2号第3様式、会計基準省令第3号第3様式)
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表
 (会計基準省令第1号第3様式、会計基準省令第2号第3様式、会計基準省令第3号第3様式)
- (5) 収益事業における拠点区分別内訳表
 (会計基準省令第1号第3様式、会計基準省令第2号第3様式、会計基準省令第3号第3様式)
 当法人では、収益事業を実施していないため作成していない
- (6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
- ① 社会福祉事業拠点(社会福祉事業)
 法人運営サービス区分
 共同募金配分金事業サービス区分
 市補助事業等サービス区分
 ボランティア基金サービス区分
 介護保険事業サービス区分
 障害福祉サービス事業サービス区分
- ② 公益事業拠点(公益事業)
 介護予防・生活支援事業サービス区分
 居宅介護支援事業サービス区分
 社会福祉センター施設管理事業サービス区分

5 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合計	1,000,000	0	0	1,000,000

6 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

7 担保に供している資産
該当なし

8 有形固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車輛運搬具	11,488,163	9,704,641	1,783,522
器具及び備品	5,364,263	4,304,140	1,060,123
合 計	16,852,426	14,008,781	2,843,645

9 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時価	評価損益
島根県平成26年度第2回公募公債	100,000,000	99,370,000	△630,000
第143回国債	6,232,267	6,770,625	538,358
合 計	106,232,267	106,140,625	△91,642

10 関連当事者との取引の内容
該当なし

11 重要な偶発債務
該当なし

12 重要な後発事象
該当なし

13 合併又は事業の譲渡若しくは譲受け
該当なし

14 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の
状態を明らかにするために必要な事項
該当なし